

あかの民商ニュース

取引先からインボイス

登録確認通知届く

先週に、会員さんから「取引先から
適格請求書（インボイス）の登録番号
確認のFAXが届きどのような回答を
すればよいか」という相談がありました。
た。

通知依頼内容は、インボイス番号登
録済みか、未登録か。また今後、イン
ボイスを登録予定かという確認でし
た。（取引先も「適格請求書」が消費
税の仕入税額控除の要件ということ
述べています）

令和5年10月からインボイス制度
が実施される予定となっていますが、
令和5年3月までにインボイス登録申
請をすれば10月までに登録番号発行
に間に合います。

適格請求書登録には「適格請求書発
行事業者の登録申請書」を記載して税
務署に届けをしなければなりません。

消費税中間申告・納付忘れていませんか

個人事業者の方で令和3年の消費税額が48万円
を超えている場合、税務署から消費税の中間侵攻書
と納付書が届いていると思います。

「オレ、今まで払ったことねんだけど、これどう
せばいいんだね」と盆前に連絡がありました。売上
が大幅に減少していなければ中間申告納付しておい
てください。

送られてきた書類を「こみともねで、
くしゃくしゃにしてすたもじやくつてべちやった」方は税務署に連絡をして
送ってもらいましょう。

口座引き落としの方は9月28日が振替日です。
通帳に銭が入ってねーと催促きます。

● 免税業者がインボイスを発行するための登録申請をすると自動的に課税業者になり、新たに消費税を納めることとなります。登録はよく考えてからしましょう。

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1856

商売くらし
に役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

新型コロナウイルス感染症に

関する共済請求について

民商会員から新型コロナウイルス感染症の連絡
が増えています。

新型コロナウイルス感染症の共済請求について
8月1日号でお知らせしましたがもう一度お知らせ
します。

コロナ感染・濃厚接触者として自宅待機等を支持
された場合に共済請求ができます。

● 共済会加入者が陽性だった場合

入院見舞金の請求

添付書類・・・病院に入院←領収書



ホテルや自宅待機←保健所から
の証明書（保健所からの口頭支持
のみで証明書がない場合「役員の
確認書」を添付）

● 共済会加入者が陰性だったが、濃厚接触 者として自宅待機を指示された場合

← 安静加療見舞金の請求（添付書類なし）

● 新型コロナウイルス感染症に限り、免責規定は 免除されます。

消費税・インボイス学習会

8月の役員会で消費税・インボイスについて学習
会をしようと決めました。

インボイスがはじまってしまうとどうなってしまうのか。消費税の矛盾を学習討議しましょう。

● 日時 10月9日（日）

午前10時～12時頃まで

● 場所 民商会館2階

婦人部小物づくりのご案内

● 日時 8月30日（火）

午後1時30分より

● 場所 阿賀野民商会館2階

